

**防災ラジオ貸与申請はお済みですか？**

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。



☎防災危機管理課  
Tel 23-7284

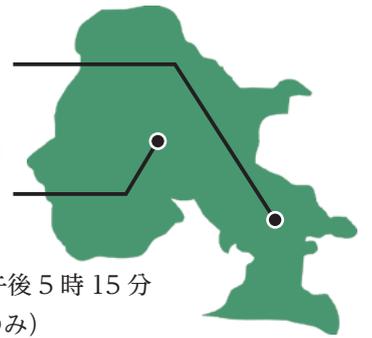
☒石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640  
石岡市石岡一丁目1番地1

☒八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195  
石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☒～☒ 午前8時30分～午後5時15分  
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



**くらし・手続き**

**危険ブロック塀などの撤去にご協力ください**

▼地震災害時の倒壊による人命などへの被害防止を目的とした、危険ブロック塀などの撤去補助を行っています。



**補助対象／小中学校の通路、緊急輸送道路および避難路に面し、道路面からの高さが80cmを越える組積造、または補強コンクリート造で倒壊の危険性が認められる塀の撤去工事**

※受給者本人や、撤去工事を行う業者に対する条件などもあります。  
※すでに工事に着手している場合は対象外です。

**補助額**／次の①②いずれか低い額（上限10万円）

①危険ブロック塀などの撤去費用の3分の2

②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額

**申込方法**／事前相談依頼書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

※詳しくはお問い合わせまたは市ホームページをご覧ください

☒建築住宅指導課  
Tel 23・5526



**空家バンクに登録しませんか？**

**▼空家バンクは、空家を売りたい・貸したいと考える所有者と、買いたい・借りたいと考える利用希望者の橋渡しをする制度です。**

地域の活性化と定住促進のため、物件の登録を募集しています。使用する予定のない空家をお持ちの人は、気軽にご相談ください。また、親戚や知り合いなど、空家を所有している人へ空家バンクの活用をお勧めください。

※空家の状況によっては、登録できない場合もあります。

☒建築住宅指導課  
Tel 23・5526

**国民年金保険料の納付に困ったら…**

**▼免除・猶予申請 7月～受付開始**

（学生納付特例は4月～）

令和5年度の国民年金保険料は月額1万6520円です。経済的な理由などで保険料の納付が難しい場合、納付が免除・猶予となる制度をご利用ください。

- ・全額免除制度
- ・一部免除制度
- ・猶予制度（納付猶予制度・学生納付特例制度）

※申請は原則毎年必要です。詳しくはお問い合わせまたは日本年金機構ホームページでご確認ください



☒日本年金機構  
ねんきん加入者ダイヤル  
Tel 0570・003・004

※050から始まる電話でかける場合  
Tel 03・6630・2525

**広告掲載欄**

**広告掲載欄**

# 8月1日から切り替わります

## 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証

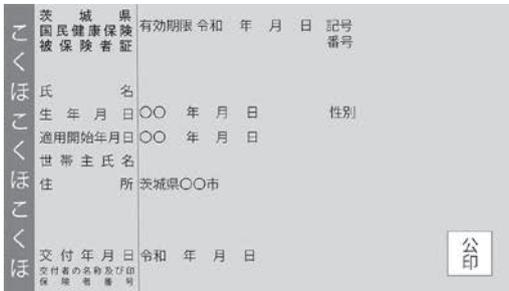
☎ 保険年金課

TEL 23-5557 (国保)

TEL 23-7318 (後期)

### ▼国民健康保険証

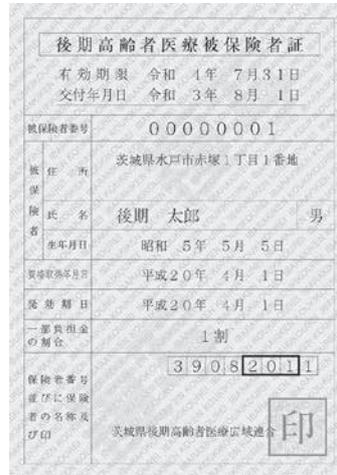
(70～74歳は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」)



背面が**紺色**になります

(令和5年7月31日まではセピア色)

### ▼後期高齢者医療被保険者証



背面が**紺色**  
になります

(令和5年7月31日  
まではセピア色)

保険証は簡易書留で送付します。不在票が投函されていた場合、7月31日頃までは不在票に記載の番号へ、8月以降は保険年金課へお問い合わせください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

#### ①国民健康保険

8月以降の「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が必要な場合は、あらためて申請が必要です。8月以降の受付は7月20日頃から開始します。

**申請に必要なもの**：被保険者証、個人番号の分かるもの、本人確認書類、収入の分かるもの（世帯中に令和4年中の所得未申告者がいる場合）、入院日数の分かるもの（区分「低Ⅱ」・「オ」の人で90日以上入院した場合）

#### ②後期高齢者医療保険

「標準負担額減額認定証」の交付を受けており、8月以降も引き続き該当する人には、新しい「減額認定証」を被保険者証に同封して送付します。新規で交付を希望する場合、申請が必要です。

### 納税（納入）通知書

#### ①国民健康保険

7月下旬に「保険税納税通知書」で送付します。

#### ②後期高齢者医療保険

**普通徴収（納付書または口座振替で納付）の人**…7月下旬に「保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

**特別徴収（年金天引き）の人**…8月上旬に「保険料額決定通知書」を送付します。

※特別徴収の人は、口座振替に変更することができます。ただし、納付書払いに変更することはできません。希望する人は、金融機関と市役所の両方で手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

広告掲載欄

広告掲載欄